

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市								
法人名	社会福祉法人福進福祉会	主たる事務所の所在地	〒 661 - 0031 尼崎市武庫之荘本町3丁目22-22		電話番号	06 - 6433 - 2425	FAX番号	06 - 6432 - 3286	
ホームページアドレス	http://www.mukosho.jp	メールアドレス	fukushinfukushikai@yahoo.co.jp		設立認可年月日	昭和56年3月7日		設立登記年月日	昭和56年3月17日
代表者	氏名	年齢	公表/非公表	住所	職業	就任年月日			
	西村 進一	公表	73	公表	兵庫県加東市畑610-107	理事長	平成27年3月18日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種	保育所		尼崎市武庫之荘本町3丁目22-22	昭和56年4月1日		○	
	第二種				平成26年10月1日			
老人福祉	第一種			尼崎市塚口町3丁目30-3				
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()				
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()				
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()				

Ⅲ 組織

理事	定員		現員		役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格			施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数
	7	6	親族	他の社会福祉法人の役員					その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給		理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし		
理事	理事	西村 進一	理事長	H 27.3.18 ~ H29.3.17	○			○				○		○		○			4	
理事	理事	古田 孝雄	会社役員	H 27.3.18 ~ H29.3.17			○			○								○	4	
理事	理事	藤木 築恵	保育園園長	H 27.3.18 ~ H29.3.17			○			○								○	4	
理事	理事	西村 隆昭	本部長	H 27.3.18 ~ H29.3.17	○					○			○				○		4	
理事	理事	織田 広美	福祉施設職員	H 27.3.18 ~ H29.3.17			○			○								○	4	
理事	理事	吉田 宗生	鍼灸整骨院	H 27.3.18 ~ H29.3.17			○					○						○	4	
監事	定員		現員		氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数		
	2	2	財務諸表等を監査し得る者					社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	支給あり	支給なし							
														公認会計士、税理士		弁護士	会社等の監査役、経理責任者等		その他	
		久津 靖弘	税理士	H27.3.18 ~ H29.3.17	○											○	4			
		松田 信治	無職	H27.3.18 ~ H29.3.17						○							○	4		

	定員	現員														
評議員	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の 親族	資格					施設整備 又は 運営と 密接に 関連す る業務 を行う者	理事と の兼務	職員と の兼務	評議会 への席 回数
	親族	他の社 会福祉 法人の 役員	その他	社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者	地域の 代表者		施設長	利用者 の家族 の代表	その他						
			～													
			～													
			～													
			～													
			～													
			～													
			～													
			～													
施設長	施設名		氏名	就任年月日		法令等に定める資格の有無										
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤												
			換算数		換算数											
	法人本部															
	施設															
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項										
	平成27年5月23日		9	0	有	平成26年度決算報告の件 他										
	平成27年7月25日		9	0	有	平成27年度指導監査事前提出資料の件 他										
	平成28年2月13日		9	0	有	平成27年度指導監査受審報告の件 他										
	平成28年3月26日		9	0	有	平成27年度2次補正予算計上の件 他										
評議員 会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項											
監事監 査	監査年月日		監査者		監査報告の有無	指摘事項					改善事項					
	平成28年5月11日		久津 靖弘 松田 信治		有 有	無										

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況		所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
					提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無
基本財産	土地	尼崎市武庫之荘本町3丁目294,295-2,295-3	596.72	112,180					
		尼崎市塚口町3丁目30-3	498	134,000	平成25年11月12日	130,000	民間金融機関	平成46年10月10日	有
		尼崎市塚口町3丁目3-24	7.15	1,500	平成27年7月8日				
		尼崎市武庫之荘本町3丁目293	495.84	106,072	平成27年7月8日	110,000	民間金融機関	平成47年6月10日	有
	建物	尼崎市武庫之荘本町3丁目294,295-2,295-3 鉄筋コンクリート造りアルミニウム葺2階建て園舎	488.36	45,391					
		尼崎市塚口町3丁目30-3 鉄筋コンクリート造り陸屋根2階建て園舎	555.81	203,786	平成27年3月10日	90,000	民間金融機関	平成46年10月10日	有
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産 収益事業用財産	土地								
	建物								
	土地								
	建物								

V その他

[illegible]

平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	24,084
①事業活動収入	234,848
・介護報酬等の公費(※)	0
・利用者負担金(※)	0
・その他収入	234,848
②事業活動支出	210,764
・人件費支出	146,464
・事業費支出	25,024
・利用者負担軽減額	0
・その他支出	39,276
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 17,835
①施設整備等収入	110,000
・施設整備補助金等の公費	110,000
・その他収入	0
②施設整備等支出	127,835
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 4,933
①その他の活動収入	0
②その他の活動支出	4,933
当期末資金収支差額	1,315
前期末支払資金残高	16,663
当期末支払資金残高	17,979

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	15,298
①サービス活動収益	234,699
②サービス活動費用	206,718
減価償却費	13,524
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 3,074
その他サービス活動費用	2,232
(2)サービス活動外増減差額	▲ 3,896
①サービス活動外収益	149
②サービス活動外費用	4,045
(3)特別増減差額	▲ 562
①特別収益	0
②特別費用	562
当期活動増減差額	10,839
前期繰越活動増減差額	131,395
当期末繰越活動増減差額	142,235
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	142,235

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	683,440
①流動資産	24,015
②固定資産	659,424
(2)負債の部	348,946
①流動負債	24,905
②固定負債	324,041
(3)純資産の部	334,493
減価償却累計額	13,524

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の 積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
現金預金	修繕積立金	400	○	10,000	大規模修繕	H33	武庫庄保育園・本園

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免		—	—
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施		—	—
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施		—	—
4 災害時における各種支援活動の実施		—	—
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施		—	—
6 他法人との連携による人材育成事業		—	—
7 その他 ()		—	—

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「—」を記載している。

変更後

定 款

社 会 福 祉 法 人

福 進 福 祉 会

原本と相違ないことを証明します。

年 成 年 月 日

社会福祉法人 福進福祉会

理事長 西 村 進 一



社会福祉法人福進福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 福進福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目22番22号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わ

ることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び尼崎市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目294番所在の武庫庄保育園敷地
(260.00平方メートル)

(3) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目295番2所在の武庫庄保育園敷地
(234.18平方メートル)

(4) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目295番3所在の武庫庄保育園敷地

(102.54平方メートル)

- (5) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目294番地、295番地2所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建武庫庄保育園園舎1棟

(延床面積418.36平方メートル)

ル)

- (6) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目294番地、295番地2、295番地3所在の鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺2階建武庫庄保育園園舎1棟

(延床面積70.00平方メートル)

- (7) 兵庫県尼崎市塚口町三丁目30番3所在の武庫庄保育園敷地

(498.04平方メートル)

- (8) 兵庫県尼崎市塚口町三丁目30番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建武庫庄保育園園舎1棟

(延床面積555.81平方メートル)

- (9) 兵庫県尼崎市武庫之荘本町三丁目293番所在の武庫庄保育園敷地

(495.84平方メートル)

- (10) 兵庫県尼崎市塚口町三丁目30番24所在の武庫庄保育園敷地

(7.15平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、尼崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、尼崎市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保にする場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会

の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの

解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、尼崎市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、尼崎市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を尼崎市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人福進福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和56年3月1日）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	西村	チヨ
理 事	古田	長次
	〃	石田 茂蔵
	〃	西垣 重昭
	〃	桂 香鶴

〃 森本 栄代

〃 西村 美保子

監 事 久津 靖弘

〃 堀川 操

沿革	昭和56年	3月1日	制定
	平成6年	12月1日	改正
	平成14年	12月6日	全部改正
	平成21年	10月24日	改正
	平成21年	12月19日	改正
	平成26年	1月27日	改正
	平成26年	12月22日	改正
	平成27年	7月25日	改正